

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険資格管理・給付・保険料賦課徴収関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪狭山市は、国民健康保険資格管理・給付・保険料賦課徴収関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪狭山市長

公表日

令和3年9月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付・保険料賦課徴収関連事務
②事務の概要	<p>市町村が市民を対象とする行政手続を適切に行い、また、市民の権利を保障するには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>国民健康保険の資格管理・給付・保険料賦課徴収に関連する事務は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の資格管理に関連する事務 ・国民健康保険の給付に関連する事務 ・国民健康保険の保険料賦課に関連する事務 ・国民健康保険の徴収に関連する事務 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供 <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供 <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル、国民健康保険料賦課情報ファイル、国民健康保険料収納情報ファイル、住民記録ファイル、宛名情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・80・87・88・93・97・106・109・120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第42・43・44・45の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-1 ①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付・保険料賦課徴収関連事務基礎項目評価書	国民健康保険資格管理・給付・保険料賦課徴収関連事務	事後	
令和1年6月26日	I-1 ②事務の概要	(1文目) 市民を対象とする行政手続を適切に行い、また、市民の権利を保障するには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。	市町村が市民を対象とする行政手続を適切に行い、また、市民の権利を保障するには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。	事後	
令和1年6月26日	I-1 ③システムの名称	COKAS R/AD II (国民健康保険システム、収納管理システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納者管理システム	国民健康保険システム、収納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、国保情報集約システム、国保総合システム	事後	
令和1年6月26日	I-3 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-4 ②法律上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93の項):第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、88、97、106の項)(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、42、43、44、45の項</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・80・87・88・93・97・106・109・119の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第42・43・44・45の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条</p>	事後	
令和1年6月26日	I-5 ①部署	大阪狭山市市民部保険年金グループ	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ	事後	
令和1年6月26日	I-5 ②所属長の役職名	保険年金グループ課長 塚田 直	課長	事後	
令和1年6月26日	I-7	大阪狭山市市民部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	I-8	大阪狭山市市民部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	(全項目追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月12日	I-1 ②事務の概要	<p>市町村が市民を対象とする行政手続を適切に行い、また、市民の権利を保障するには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>国民健康保険の資格管理・給付・保険料賦課徴収に関連する事務は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の資格管理に関連する事務 ・国民健康保険の給付に関連する事務 ・国民健康保険の保険料賦課に関連する事務 ・国民健康保険の徴収に関連する事務 	<p>市町村が市民を対象とする行政手続を適切に行い、また、市民の権利を保障するには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>国民健康保険の資格管理・給付・保険料賦課徴収に関連する事務は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の資格管理に関連する事務 ・国民健康保険の給付に関連する事務 ・国民健康保険の保険料賦課に関連する事務 ・国民健康保険の徴収に関連する事務 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月12日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、国保情報集約システム、国保総合システム	国民健康保険システム、収納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年10月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 オンライン資格確認の準備業務 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月12日	I-4 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・80・87・88・93・97・106・109・119の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第42・43・44・45の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・80・87・88・93・97・106・109・119の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第42・43・44・45の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年10月12日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年10月12日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年8月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-4 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・80・87・88・93・97・106・109・119の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第42・43・44・45の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・80・87・88・93・97・106・109・120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第42・43・44・45の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和3年9月17日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和3年8月2日時点	事後	
令和3年9月17日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和3年8月2日時点	事後	